

ATTAC 京都グループ

04 年度年次総会

タイムスケジュール

- 18 : 00 開場
- 19:00-19:30 基調講演「京都社会フォーラムとは何か」
講師：平川秀幸(ATTAC 京都代表；
京都女子大学教員)
- 19 : 30 19 : 40 休憩
- 19:40 年次総会
- 議長選出
 - 総括/方針
 - 会計報告
 - 規約改正提案
 - 役員改選
- 21:00 終了予定

総会のあと、交流会を予定しております。
参加ご希望の方は、総会終了後、スタッフにお申し出ください。
会費は3,000円程度の予定です。

ATTAC 京都

〒600-8127 京都市下京区西木屋町通

上ノ口上る梅湊町83-1 ひと・まち交流館内

WEB : <http://kattac.talktank.net/> E-Mail : kyoto@attac.jp

ATTAC 京都 2003 年度総括案

文責：山沖直樹

〔理念〕

ATTAC は、そのヴィジョンとして ‘ another world is possible ’ (「もう一つの世界は可能だ」) を掲げています。これは、‘ There is no alternative ’ (「他に選択肢はない」) の言葉のもとに超国家的資本の利益のみを追求し、民主的空間を破壊しようとしている新自由主義的改革の担い手達に対抗するものです。

ATTAC 京都は、そのような「もう一つの世界」の実現のために、京都を中心に、多種多様な市民の力を結合させていくことを目指しています。そのために、様々な市民活動に関わり、その中で具体的な問題提起や行動提起を行なうなどの活動をしてきました。

〔昨年度の総括〕

評価できる点

昨年度は、ATTAC 京都結成 2 年目ということもあり、他団体主導の取り組みへの参加だけでなく、ATTAC 京都が独自の意義と目的を持って行った活動が目立ちました。特に、9 月の WTO 閣僚会議(カンクン)にあわせて行ったグローバル・ピース・マーチ、12 月に職とまちづくりをメインテーマに行ったシンポジウムカフェ、『京都<創造都市>化計画』(通称『創造都市企画』)などは、規模こそ前年度のジョゼ・ボベやバンダナ・シヴァの企画とは比べようもありませんが、ATTAC 京都自身が企画立案し、実現させた点で大きな意義があったといえましょう。

またテーマとしても、これらの企画を通じて、グローバリゼーションと個々の地域の問題とを結び付けようという姿勢が徐々に明確な形をとり始めています。その姿勢は、3 月の WSF 報告会を経て、今年 12 月に予定されている『京都社会フォーラム』にもつながっています。

個々具体的な活動に目を移すと、より分散型、ネットワーク型の様相を呈し始めています。

反戦・平和の分野では、京都におけるさまざまな活動に平和部会を中心に関わってきました。10 月には、左京区レベルの枠組みで行われた「ピースアクション」の主催者の一角として、ピースパレードの演出を行い、また 3 月の 3・20 平和行動では、京都全体での統一行動を作り上げようとする気運の中、各集団をつなぐ媒介としての役割を一定果たすことができました。

また、2004 年 2 月に行われた京都市長選挙では、ATTAC として特定の候補者を支援しないという立場を明確にしつつ、グローバリゼーションが京都に様々な影響をもたらしている現実を直視し、「もうひとつの京都」の実現をめざすという基本姿勢をあきらかにしました。そのような基本姿勢から、各立候補者に対して公開質問状を送り、各候補者の政策を明らかにするという形で、積極的に選挙に関わりました。この経験は、ATTAC という NGO と、地方自治体ひいては政治そのものとのかかわりを考える上での貴重なテストケースになったといえましょう。

食と農といった分野でもまた、大きな成果が上がっています。活動としては、11 月に立命、京大で

の学園祭に出展したスローフードカフェが大好評を得た事、および先ほど述べた『創造都市企画』の開催が大きなのところでしょう。有機農や食の安全を、健康や美食からではなく、国際貿易や産業・環境といったより社会的側面からアピールしたことが多くの人に強い印象を与えたく、マスコミや他団体の中には、ATTAC 京都といえば「食(スローフード)」と考えているところも少なくありません。また、5月の「吉田太郎氏講演会」でも実行したように、「食と農」関連の企画では、実際に料理し食事をするというスタイルも定着しつつあるようです。

特筆すべきは、これらの活動は ATTAC 京都全体としてではなく、各部会、各グループ内で企画立案され、個々に進められた活動であるということです。個々に挙げた比較的大きな企画だけではなく、小さな学習会や行動が様々なレベルでも行われています。それぞれの興味関心の分野における活動が、ATTAC のネットワークの中で行われていくスタイルが少しずつ形になってきているのではないのでしょうか。

以上のような活動を通じて、ATTAC 京都がグローバル化関連の NGO として京都内でも認知され始めてきたようで、マスコミや他団体からの反応も少しずつ手ごたえが出てきています。今後も、この積み重ねを大事にしていかなければなりません。

反省点

反省点として一番にあげるべきは、ATTAC 京都内での組織的なあり方が崩れてきたことです。さきほど ATTAC 京都の分散的・ネットワーク的性格について積極的な評価をしましたが、その反面、組織そのものが分散してしまい、責任・決定過程の不明確さ、情報提供の濃淡の発生、会員間の相互距離の格差などといった弊害が生まれてしまっています。

第一の原因として、事務局機能の未熟があるます。責任の所在や業務の分担、確認がシステムとしてではなく個人間の人間関係の中で処理されていたことで、確認したはずのことがなされなかったり、作業にむらができたという自体がまま見られました。このような、ある意味学生サークル的なあり方から脱却できなかつたことが大きな問題となっています。

また、同時に、ATTAC 京都が基幹として持っている価値観、ビジョンについての認識のずれがそのままにされていることもあげられます。その結果、ほかの人から見て、ATTAC の全体像がぼやけてしまったり、具体的活動が理解されにくかったりすることがありました。ずれはあって当然なのですが、問題はそれらを議論し、互いに検証しあう機会がなければ「議論系 NGO」を名乗ることもできないでしょう。その意味で、会員同士が交流し、お互いの意見をやり取りする場があまりにも作れなかつたことが、大きな反省点といえます。

また、そのような内面的な問題と関連するのですが、組織の存続、拡大のための努力が軽視されがちであったことも大きな問題です。具体的には、会員の拡大、会費の徴収などですが、いつも一緒に活動しているが会員ではない、会員だけれども会費は徴収された覚えがないといった人が多く、そういうところに、この面での努力がまったく不足していることがはっきりと現れています。今後は、会員(及び会費)処理を的確に行うとともに、会員の拡大を図る努力をせねばなりません。それは同時に、会員に対するサービスを的確に行うことでもあります。

ATTAC 京都 2004 年度方針(案)

文責：事務局長 山沖直樹

〔活動面〕

- ・ KSF を積極的に位置づけ、その成功のために全力を尽くす。
- ・ KSF 終了後には、その成果を確実に継続させていく。

12月の「京都社会フォーラム(KSF)」までは、ATTAC のすべての活動をそのための準備として位置づけ、その成功のために全力と尽くさなければならないでしょう。

「社会フォーラム」の成功は、ATTAC 京都の理念からしても非常に大きな意義を持っていますし、また一方で、呼びかけた団体としての責任を果たし、他団体との信頼を築くことは、これからの活動に対して大きなプラスとなるでしょう。その成功のためには、いまの ATTAC の全力をそこに投入するしかありません。これからは、一つ一つの活動をすべて KSF に向けていく必要があります。

また同時に、KSF はそれ自身がゴールではなく、むしろスタートなのだと考えることも必要になるでしょう。KSF を成功させるために協力してくれたさまざまな団体・個人とのつながりを整理し、強化していく努力をしなければ、何のための KSF だったのかわからなくなります。そこで、共同企画の開催以外にも、様々な社会運動団体との間で情報交換をこれまで以上に行い、深いつながりを形成するなど、来年度の後半は、活動の主眼を KSF の成果を継続・定着させていくことにおくべきです。

- ・ 世界社会フォーラムや WTO 閣僚会議など世界的な課題について、地域での浸透をはかり、社会運動間での協同の取り組みをすすめる。
- ・ ATTAC 首都圏グループや関西グループとの、イベント、キャンペーンにおける協力をすすめ、部会レベルの取り組みにおいても有機的な連携をはかる。

〔組織面〕

- ・ ニュースレター、会報など広報活動の充実
- ・ 例会 運営委員会の月1回のサイクルを円滑にまわしていく
- ・ 事務局体制の確立 責任の明確化、人数拡大、仕事・情報の共有

先ほど反省点のところでも述べたが、学生サークル的なあり方から組織的な体制の確立が来年度の課題です。

ひとつには、交流学习の場である例会と、組織運営・事務作業の場である運営委員会を月一回ずつ定例化すること。これによって、事務の効率化、適格化を図るとともに、会員同士の交流を促進し、本当の意味でのネットワーク化を進めることができるでしょう。具体的には、毎月第一金曜日を運営委員会、第三金曜日を例会とするのはどうでしょうか。

また、事務局体制にしても、できるだけ組織化、システム化することが急務です。具体的には、ルーティンワークのマニュアル化、責任の所在の明確化、人員拡大、事務局 ML の活用などが考えられますが、実際的には、事務局業務細則の中で検討されるべきでしょう。

以上、活動面、組織面両方において、前年度の反省を活かし、ATTAC 京都のより積極的な展開を果たしていきたいと思います。

通貨取引税部会（トービン税部会） 総括と方針（案）

文責 鈴木宏介

《総括》

通貨取引税部会では、リーフレットと署名用紙の作成をおこないました。リーフレットについては、ATTAC 京都の企画での配布資料のなかに基本的には常に含まれるという形で活用されており、ATTAC（＝市民を支援するために金融取引への課税を求めるアソシエーション）がそもそも何をめざす組織であるのかを示すことに役立っています。その意味で、通貨取引税部会として最低限の役割を果たすことができたといえます。

しかし、ATTACの活動の要として求められる水準からすれば、極めて不十分でした。具体的な取り組みの面でいえば、署名集めはすすまず、計画していた国際金融についての連続学習会は一度も開けませんでした。理念的な面でいえば、通貨取引税の実現の意義を他の具体的諸課題とのつながりにおいて提示する努力が欠けていました。根本的には、部会のメンバーが増えなかったことがこれらの制約につながったといえます。

《今後の方針》

（１）通貨取引税の知名度をあげるために

通貨取引税の構想は日本ではまだまだ知られていません。通貨取引税の知名度をあげるために、ATTAC-JAPAN（首都圏）やATTAC 関西とも協力しながら、以下のことに取り組みます。

明確なコンセプトの打ち出し

「経済のルールを市民の力で決める」といったキャッチコピーで、「もうひとつの世界」実現の第一歩としての意義を明確に打ち出します。また「税金はお金のあるところから」として、大企業・高額所得者への負担軽減という新由主義の流れに抗する理念を明確にします。この線で、フライヤーなどわかりやすい宣伝物の作成に取り組みます。

通貨取引税を知らせるための連続的な企画を

2004年11月、ATTAC フィンランドの設立メンバーの1人であるミカエル・ブックさんが、通貨取引税のキャンペーンのために来日します。このことをうけて、11月4日（木）に、ミカエル・ブックさんをむかえて、通貨取引税を知らせる何らかのイベントを行います。また、京都社会フォーラムにおいては、首都圏、関西のATTACと協力して、通貨取引税をテーマにした分科会を行います。その後も、部会独自に通貨取引税そのものや国際金融のしくみなどをテーマに学習会を企画します。

(2) 通貨取引税の実現に向けて

通貨取引税を広く知らせるための取り組みを前提に、具体的に導入の機運を高めるため、以下のことに取り組みます。

署名の取り組み

日本の国会において通貨取引税の導入を検討することをもとめる署名を、来年の総会までに 5000 筆を集めることを目標にして、取り組みます。11 月 4 日のミカエル・ブックさんをむかえてのイベント、京都社会フォーラムの分科会をつうじて、積極的に呼びかけます。

政党・議員へのはたらきかけ

京都選出の国会議員への公開質問状などを通じて、政党や議員へのはたらきかけをおこないます。

(3) 部会メンバーの拡充

以上の活動をしっかりやりとげるために、部会メンバーの拡充に積極的に取り組みます。A T T A C 京都の会員のなかから部会メンバーを募集するとともに、おもに経済学部その他の学生をターゲットにして、「急募！ 国際金融に詳しい人 / 国際金融に興味のある人」として、部会として直接にメンバーの募集をおこないます。具体的には、京都市内の各大学内へのポスターの張り出しなどを行います。

環境部会 総括・方針案

文責 山沖直樹

環境部会の昨年度の方針としては、

- ・他の部会に「環境」の視点を持ち込んでいく
- ・フィールドワークなどを通じて、自然と触れ合う機会を作る

の、2点を挙げていたが、実際にはほとんどまともな活動を行うことが出来なかった。

その最大の原因としては、環境部会の責任者である山沖がほとんど環境部会の活動に取り組むことが出来なかったことが挙げられる。しかし、そうはいても、11月の学園祭におけるスローフードカフェ、12月の創造都市企画など、環境部会として活動しうるチャンスが十分にあった。そこで何も出来なかったのには、「環境問題」そのものに対する姿勢、軸となる考えが不明確だったからではないかと思う。現在、「環境」に関係しない社会問題は皆無といっても過言ではない。そのため、ただ「環境問題」といってもその間口はあまりに広く漠然としている。この重要だけれどもつかみ所のない問題に ATTAC が取り組もうというのなら、まず ATTAC 特有の視点や運動に対する姿勢から考えるべきであった。

ATTAC は、新自由主義的なグローバリゼーションによって市民による民主的な空間が奪われていくことを問題としている。そしてそれに対しては、市民のネットワークによって対抗していくしかないと考えている。それは京都でも同様で、新自由主義的グローバリゼーションひいては市場万能主義的経済改革に対しては、常に批判の目もちつつ、そこから生まれる様々な問題に対しては、それに対抗する個人や団体を繋げ、ネットワークとすることを主な活動としてきた。ATTAC 京都が「環境問題」に取り組む時も、この視点、この姿勢が基礎となる。

そこから、今年度の方針としては、

- 1)昨年から引き続き、他部会の活動の中で、意識して環境の視点を打ち出していくとともに、
- 2)京都市内の環境団体などとの交流を築き、そこに ATTAC 特有の視点を持ち込む

すなわち、どうしても「環境」だけに収斂されがちな「環境問題」の分野にそれ以外の視点を持ち込み、京都において分野を越えたネットワークを築く努力をする。具体的には、東アジアの「緑の党」や環境 NGO の会議が来年2月に京都で予定されているので、それらの団体に KSF を位置付けてもらえるよう働きかけることから始めたいと思う。

- 3)その時々で、緊急性のある問題に対しては積極的に発言していく

例えば、今現在で言えば原発の問題等であろう。具体的に行動していくことが、色々な考えを吸収し、新たなつながりを作るきっかけにもなる。

このようなことからはじめ、徐々に「環境部会」の取るべき方向性を探っていきたいと思う。

「食&農」部会 総括と方針

文責 桑山真恵

総括：

これまでアタック京都が行ってきた学習会、講演、カフェイベントなどで常に「食と農」を積極的に取り上げてきた。しかし、企画に関わった組織やグループ、個人との恒常的な繋がりは作れきれておらず、アタック京都への理解もまちまちである。

原因として考えられるのは、企画が単発で終わってしまい関わった人達との交流の場をうまく作れなかったこと、食&農に関する具体的活動内容があいまいであったことなど。また、他の問題とからめてアタックが目指すもう一つの世界をイメージしてもらえていない点もあるようだ。

今の時点では、食と農の問題は世界社会フォーラム、世界のアタックの中心的テーマであるが、京都ではアタックとしての食農運動（活動）はまだ確立できていない。

今後は、これまでの取り組みを継続させながら、関連グループとの連帯やメンバーの拡大に努めなければならない。

方針&計画：

部会を正式に立ち上げる。都風土ネットが団体参加をし、その他個人と合同で運営する。年間計画を作る。専属のスタッフを増やす。アタック京都のホームページに食農部会のページを作る。ゼミの開催。関連グループとの懇談会の開催。関連グループの企画へ参加。フィールドワークの開催。その他講演会やイベントの開催。などまず単発で企画的に開催し、いずれ体力がついてきたら定期的な活動にしていく。

単独企画も行うが、関連グループとの連帯、ネットワーク作りを中心課題とする。

ブックレットなどに寄稿して積極的に情報の発信をする。独自にもフリーペーパーやフライヤーなどを作って宣伝していく。

具体的な04～05年の年間計画案は総会までに作る。

ATTAC 京都 ODA 部会 03 年度総括案と 04 年度方針案

文責 末岡友行

< 総括 >

ODA 部会は日本の ODA (政府開発援助) 312 億円の融資によってインドネシア・スマトラ島中部に建設されたコトパンジャン・ダムによって移住させられた住民 8396 人が日本政府、援助機関である JICA、JBIC、プロジェクト開発、設計管理を行なった東電設計の 4 社を相手取ってダムの撤去や損害賠償などを求めて東京地裁に提訴した、コトパンジャン・ダム裁判への支援活動を中心に 03 年度は取り組みを行ってきた。

ATTAC 京都の ODA 部会として、コトパンサポーターズ京都 (コト 古都) 結成を支援し、中心メンバーとしてコト 古都の毎月行なわれる東京地裁での裁判傍聴行動、公正判決署名集め、ODA やコトパンジャン・ダム問題についての学習会や宣伝などの活動を積極的に行ってきた。また裁判の現地原告を招いた集会を ATTAC のメンバーの協力のもと 7 月、11 月、3 月の 3 回行なうことで、京都においてなじみが薄かったコトパンジャン裁判の意義や現在の ODA の様々な問題点を広げるのに一定貢献できたのではないかと。

その一方で ATTAC 京都内では主なものとして 1 月例会において ODA 学習会をおこなうだけで、ODA 部会として ATTAC 京都のメンバーに対して活動のフィードバックするのが不足したのが反省される。

また ODA に関わる様々な NGO とネットワークや連携を作る努力を行なったが不十分であり課題として残った。

< 方針 >

従来の活動であるコトパンジャン・ダム裁判の傍聴行動や、学習会などによる裁判の意義を広げる活動をコト 古都と連携して継続するとともに、今行なわれようとしている日本政府の軍事大国化と新自由主義的グローバリゼーションへの統合と密接に関わりながら変化している、ODA の戦略援助化や、「平和構築」への ODA の活用、巨大開発プロジェクトへの融資などの ODA 政策一般に対する反対運動や、宣伝活動をより強化して行っていく。

またトービン税部会と協力しながら、問題を抱える ODA に変わる新たな国際的資金移転システムの確立や債務問題の解決のために、トービン税の意義を積極的に広めるよう努力する。

地方自治部会 総括&方針

文責 山本崇記

2003年 2004年 総括(案)

地方自治部会は2003年6月に結成されました。その後、同年7月に二宮厚美さんと佐々木雅幸さんをお呼びした講演会、8月には京都の商店街フィールドワークと学習会を行い、その活動の成果を冊子『もうひとつの京都市は可能だ』にまとめ発刊しました。7月の講演会でテーマとなった「創造都市」の可能性を京都で追求するため、12月にATTAC京都主催で行われた「創造都市化計画」に、地方自治部会としても積極的にに関わり、同月には『もうひとつの京都市は可能だ』第2号を発刊(特集は、京都市長選挙とスローライフ)。さらに、2004年2月8日に予定されていた京都市長選挙にコミットするため市長候補への公開質問状作りに積極的にに関わり(1月)世論喚起に務めました。また、他の市民グループと定住外国人の地方参政権に関する催しもこの時期に行い、2月にはATTAC京都例会(「京都のNPO事情」)、4月にはATTAC関西例会で部会としての報告を行っています(「市長選挙」「地方自治部会の取り組み」)。最近では(6月)「京都社会フォーラム」を特集した『もうひとつの京都市は可能だ』第3号を発刊しました。

部会の構成としては主に2人から3人で動き、他の部会とも連携を取りながら取り組みを進めてきました。京都のローカルな課題にコミットして、運動体を繋いでいくことを目指した1年であり、現場調査、報告冊子、学習会、運動体の連携など多彩な活動に取り組めたと思います。冊子も行政の方も含めて全国から購入希望が来るなど、京都を越える運動の拡がりもあったと思います。

課題としては部会としての宣伝活動や構成員を増やす努力をしなかったため、部会立ち上げメンバーのみの活動に偏る或いは終始する活動になってしまったことが挙げられます。

2004年 2005年 方針(案)

無事1年を迎えた地方自治部会としては、これまでの活動をより深みのあるものにするため、冊子作りの継続や現場調査・政策力量の高度化なども図っていきたいと思います。さらに、京都という独特の政治史・社会史が刻まれた都市を歴史的にしっかりと研究しておく必要もあるかと思っています。冊子の水準はまだまだ活動報告・エッセイ・論考レベルに留まっており、現場の活動をしている人や生活者には響くものになっていないと思います。

また、合併問題や分権改革などで揺れる地方自治に関心を持っている人たちは多いと思うので、部会の活動を今以上にアピールし、部会の活動を充実化することの出来る人材も確保していきたいと思っています。当面は、「京都社会フォーラム」に最大限のコミットメントを図っていければと考えています。

扱うテーマとしては、今後も京都ローカルなもので行くつもりなのですが、その中でも特に「労働」に関わる事象にコミットしていければと考えています。京都の雇用、企業経営、最低賃金、労働運動などなどです。次号の『もうひとつの京都市は可能だ』は10月頃の発行を予定していますが、手始めに冊子で特集を組めるよう情報収集に励みたいと思っています。また、労働関係で活動する様々な社会団体ともネットワークを形成していき、ATTAC京都としても何かしらの活動ができるようなところまで持っていくことに寄与できればとも考えています。

ATTAC 京都 労働問題部会 総括及び方針（案）

文責：小森政孝

[03 年度総括]

(i)活動報告

ATTAC 京都グループ労働問題部会では 03 年度（03/07/19-04/08/23）以下の企画について主催または実行委員会に参加した。

- ・ 04/01/10 若者の雇用問題を考えるシンポジウム
- ・ 04/04/20 「フリーター417万人の衝撃」上映会+学習会
- ・ 04/05/24・31 「人らしく」労働問題市民講座
- ・ 04/06/10 生活破壊と戦争を許さない！人らしく生きるために6・10集会

また、以下のような企画に参加し、現在の労働現場が抱える問題についての理解を深め、労働運動の担い手たちとの交流を深めた。

- ・ 04/05/01 第14回 京都地域メーデー(04春期行動ネットワーク京都)
- ・ 04/05/22 「人らしく生きるために part Ⅰ」上映会(闘う国労闘争団を支援する京都の会)
- ・ 04/06/06 非正規労働者のための全国セミナー(全国一般全国協)
- ・ 04/07/24・25 長居大輪まつり(長居大輪まつり実行委員会)

このほか、京都総評、武庫川ユニオン、きょうとユニオン、ゼネラルユニオンなど労働運動の前線にたつ人々にメンバーが会いに行き、活動内容、これまでの歴史、直面する課題などをお聞きした。また、きょうと夜回りの会による定例の夜回りにメンバーがそれぞれ何度か参加した。

(ii)評価

情勢分析の項(末尾に掲載)を一読して分かるように、労働における諸問題の多くが社会に存在する問題のその他の問題と関連して生じていることがわかる。これは、資本主義社会に生活する人類のほとんどが雇用を得ることで生活していることからくる必然の帰結ともいえる。労働運動は、雇用を取り巻く問題が社会のすみずみにまで影響を及ぼしている資本主義社会の中において、そのような社会の基礎をなす関係を俎上にあげるといふ、自らの社会的役割を自覚するところから発している。それゆえ、歴史的にみて労働組合は社会全体のありかたを常に問題とし、平和の問題をはじめとして積極的に社会運動の担い手となってきた。

しかし、現在の日本の市民社会において労働組合の評価は高いとはいえないのではないかという危惧を抱く。労働組合の組織原理や文化に「旧さ」をかんじる市民運動の活動家は少なくない。このことは、ヨーロッパや南米、韓国などと比較するとかなり奇異なことである。これらの地域では、労働運動は、連携して大きなうねりとなっていく社会運動全体の中で主導的な役割をはたしている。

さて、ATTAC 京都労働問題部会では、部会それ自体が当事者組織である労働組合というわけではないため、労働運動において果たすことのできる役割は間接的なものとならざるを得ない。しかし、運動間の交流を促進することで新自由主義に対抗する空間を拡大するという ATTAC の目的に照らして、こうした状況を変化させることはまさにその役割とするところであろう。すなわち、労働運動とその他の社会運動との、あるいは労働運動相互の繋がりを触媒することが必要だという問題意識が労働部会の基礎である。前記したように、本来的に労働運動は社会的性格をもつものであり、また持つべきものであるという認識にたつ。

こうした問題設定にたつて、昨年度の取り組みを振り返ると、以下のことが評価できる。

部会としてナショナル・センターの枠組みを越えて交流し、一定の関係を築くことができた。

従来、労働運動のみで構成されていた実行委員会に市民セクターとして参加し、市民運動と労働運動の関係をつくっていくための基点を作った。

もちろんこれらは ATTAC のみの活動の結果というわけではなく、労働運動にたずさわる人々が反戦平和の取り組みなどを通じて築いてきた相互の信頼関係が基礎となっており、労働部会はそこに加えていただいたというに過ぎない。とはいえ、従来のそれとは質的にことなる交流の回路を開いたという点で、果たしている役割は決して小さいものではないと思う。

課題としては、

異なるナショナル・センターをもつ労働運動間の下からの交流を拡大すること

現在関係を作れていない移住労働者の支援運動や、均等待遇をめざす取り組みとの接点をつくっていくこと

現場の運動そのものへの市民社会の支援が増加するよう働きかけること

などが挙げられる。社会運動としての労働運動と、そのほかの運動とが、相互に利益になるような関係を構築するための努力がさらに必要である。

[04 年度方針]

前年度の反省にたち、今年度の方向性を考える時、その基礎となる要素は次の2つである

- (i) 労働運動との直接のかかわりをふやす。
- (ii) 労働運動とその他との社会運動との交流を触媒する

具体的には、

- (i)'-1 地域青年ユニオン作りの動きを支援する。年金問題をはじめ社会保障制度の後退、高い失業率・非正規率など、若年層をとりまく問題にかんする問題意識の普及に努める。
- 2 地域の労働運動のネットワークに積極的に参加し、争議支援、労働基準局交渉、最低賃金や均等待遇などのキャンペーンに関わっていくことにより、運動をひろげ、信頼関係を醸成する。
- (ii)'-1 上記の取り組みを、ひろく市民運動世界に伝え、協力を要請する。
- 2 KSF という場を積極的に活用し、枠組み横断的、分野横断的な交流をコーディネートする。

上記の取り組みを通じて、労働分野でのネットワーク作りにおける重要なアクターとして ATTAC 運動を広げる。

以上、方針とします。

付 [情勢分析]

- ・ 雇用なき景気回復という言葉に表現されているように、企業の業績回復とはうらはらに失業率は依然として高い。多国籍企業として展開する一部の大企業の収益は過去最高に達する一方で、中小企業には厳しい状況が続いている。
- ・ 労働者のなかの所得の2極分解が進行し、年収1000万円をこえる層が微増し、年収200万円を切る層が急速に増大した。失業者の年齢構成に注目すると、若年層が突出して高く、中高年がこれに続く。企業は正規職の新規採用を抑え、非正規雇用（パート・派遣）をもってこれにかえている。
- ・ 女性の労働者の半数以上が非正規雇用であり、またここ数ヶ月の失業率の微減は女性の就職活動の断念に起因していると言われる。
- ・ 80年代の国鉄の分割・民営化をその端緒とする公共サービスの私営化が進行している。NTTの大規模なリストラ、郵政の公社化により、公共サービスに携わる労働者の非正規化をふくむ労働条件の悪化、労働密度の極端な上昇が問題となっている。また、これらの再編に伴い、労働組合つぶしが行なわれてきている。
- ・ 労働法制・労働行政に目を向けると、派遣法の対象業種拡大により身分の不安定な派遣労働者が増大した。また労働基準局が個別の労働紛争の解決に力を発揮しないことが問題となっている。リストラを巡る裁判では経営者よりの司法判断が増加している。
- ・ 移住労働者の問題では、90年代初頭から流入労働力が顕著に増加してきたが、不況により鈍化している。これにともない入管当局による「不法労働者」摘発が強化され、もともと構造的に「違法」状態に追いやられることで低廉な労働力として使用されてきた移住労働者の生活が不安定化している。
- ・ 国際的なレベルに目を向ければ、WTOやFTAにより、企業活動にたいする規制が低位平準化されることが予想され、労働条件、職場の安全確保が危機に曝されている。また、途上国の輸出加工区などに進出した多国籍企業による現地労働者の過酷な使役が問題になっており、日系企業に起因する紛争も発生している。
- ・ こうした諸問題は、経済のグローバル化の進行により、多国籍企業・金融資本をその主役とする世界規模の競争に日本企業が勝ち残ることを目的として、進められてきた新自由主義政策の結果である。
- ・ それは「新時代の日本型経営」(日経連、1995)にみられるような、ほとんどの労働者を非正規雇用にしてしまおうという経済界に主導された方向性のもとに進められてきた。
- ・ そして同時に、日本社会に内在する身分制的な観念や女性差別、他民族への蔑視がこれらを動因として表現されたものである。
- ・ こうした状況下で、日本の労働運動は80年代末の総評の解体と連合の成立、組織率の低下により、その主要な部分は、労働者をまもれない状態に陥っている。労働組合に入ることに魅力を感じない人々が増加し、ついに組織率は20%を切るにいった。
- ・ 一方で、地域レベルの職場を越えた労働組合としてのユニオン運動の登場、非正規雇用労働者を組織する労働組合の増加、外国人のための労働組合の出現など、あたらしい取り組みが次第にそのプレゼンスを増してきている。日系企業の海外での労使紛争に際し、国内の本社に国内労働者の組合が抗議するといった、国境をこえた運動の連携も取り組まれ始めている。

反戦平和部会

文責：島原登志郎

【方針】

反戦平和のため、「街頭行動・デモンストレーション・ピースウォーク」参加/呼びかけと、市民運動側の情報交流（分析・レポート作成など）を行う。

「反戦」は、「平和」の必要条件であって、十分条件ではない。「平和」を脅かすものは、なにも、目に見える「戦争」だけではない。たとえ、私たちは、いまここで、戦火に晒されていなくても、戦争を下支えする構造には逃れ難く絡めとられているかもしれない。このような日々の生活や構造的・歴史的な問題を考えていくため、他の部会・グループと協力しながら、関連企画も行う。

「反戦平和部会」活動は、必ずしも、ATTAC 京都の再生産（新規メンバー獲得）に資する、とはいえないし、また、「自己拡大」を目的の主眼とすべきでもない。多様なグループ・意見・表現が、共存して然るべき「運動」で、あたかも、「運動拡大」と「自己グループ拡大」とが同一であるとして、グループが新規メンバーを囲い込みするために運動を行うばあい、「運動」・「グループ」双方とも閉塞することは、これまでの数多の事例が教えている。

反戦平和の分野においては、ATTAC 自体の拡大よりも、むしろ、それぞれの課題を抱えている社会運動・市民グループを緩やかに媒介し、相互に影響しあうことで、運動全体として、新しい関係性を作り出していくことを目指す。

「反戦平和」アクション

昨年度は、「やめてんか！小泉政権 12・6ピースウォーク」の呼びかけに加わり、「111アクション」にも、ATTAC として賛同した。以下、「反戦平和部会」の実働開始以来、いずれかのメンバーが個人的に参加・意思表示した、「デモ/PW の日次一覧」。

「12・6」「12・20」「1・11」「1・17」「1・31」「2・14」
「2・15」「3・20」「4・11」「4・12」「4・17」「4・18」
「4・24」「4・29」「5・3」「5・9」「5・16」「5・22」「5・30」
「6・5」「6・6」「6・12」「6・27」「7・4」「7・18」「9・5」

同一日次に、複数回の「デモ/ウォーク」が設定されているばあいもあるので、回数でいうと、さらに多くなる。反省点として、参加者・当事者を抱えているにも関わらず、これらの包括的な分析を、いまだ、誰も物していないことが挙げられる。

憲法をめぐる

昨年度は、「反戦平和」企画として「憲法をめぐる茶話会&ゼミ」(2004/06/13)を行った。また、「5・3憲法集会実行委員会」へ、メンバーの何人かが積極的に参加し、内容の検討に関わった。

「憲法を守る」とは、本来、為政者を不断に監視していく主権者としての態度にも関わらず、「憲法とは、国民に守らせる、守るべき規範」であるかのような(例:読売改憲試案)倒錯した言説さえ罷り通っている。このような状況のまま、改憲発議が行われることを防ぐためにも、「九条改悪に反対する京都署名実行委員会」に参画するとともに、独自の学習会も検討する。

また、「京都社会フォーラム(KSF)」参加グループと協力して、憲法を考える連続企画を行う予定である。

他グループとの活動交流

「反戦平和」を考えるうえで、意義のある活動をしているグループと協力し、可能であれば、交流の場を設定する。「反戦平和部会」の提起より、昨年度は、「5・3憲法擁護の意見広告」、「イラク国際戦犯民衆法廷」、「7・4 WPN 渋谷事件への抗議声明」などへ、ATTAC 京都として団体賛同した。

今年度は、イラク反戦・自衛隊撤退を訴えていくうえで、引き続き、「民衆法廷」運動の推移に注目していく。また、昨年度、充分に取り組めなかった、戦争構造が市民社会に及ぼしている様々な影響、構造的・歴史的な問題について考えるため、KSF 参加予定グループ(難民支援、ジェンダー研究)と協力し、可能ならば学習・交流会を行う。

ATTAC京都2003年度会計報告書

前年度繰り越し -14,422円

収入：

会費	3,600円
寄付	13,000円
事業収入	203,998円

収入計 252,998円

支出

講師交通費	74,225円
書籍仕入れ	37,550円
施設利用費	16,350円
賛同費	46,000円
雑費（印刷費など）	16,431円

支出計 190,556円

次年度繰り越し 48,020円

上記、2003年度ATTAC京都会計を報告します。

ATTAC京都 会計担当（代行）

2003会計年度の決算報告に基づき指示された帳表類、添付資料について監査致しましたところ適法適性に処理されていることを認めます。

会計監査

春日 匠

会計資料1：03年度中（03.07.19 - 04.09.11）に実施した企画とその収支

日時	企画名	種別	主催	収入	支出	収支	会計方式	余剰金 or 赤字の処理
2003/7/19	ATTAC 京都結成1周年記念シンポジウム	シンポジウム	ATTAC 京都	31,700	54,875	-23,175	本体会計	
2003/7/27	「グローバル化に対抗する地方圏の可能性」	シンポジウム	地方自治部会				独立採算	発生せず
2003/9/13	グローバル・ピース・マーチ	デモンストレーション	実行委員会				独立採算	発生せず
2003/11/16	学園祭・立命館大学	カフェ	ATTAC 立命	-	-	9,767	独立採算	ATTAC 京都会計へ編入
2003/11/24	学園祭・京都大学	カフェ	ATTAC 京大	27,083	14,358	12,725	独立採算	ATTAC 京都会計へ編入
2003/12/14	創造都市イベント	シンポジウム/カフェ	ATTAC 京都	136,160	99,297	36,863	独立採算	KSF 実行委員会へ寄付
2004/1/24	04年1月例会(ODA 問題)	例会	ATTAC 京都	4,800	2,600	2,200	本体会計	
2004/2/15	04年2月例会(NPO について)	例会	ATTAC 京都	0	0	0	本体会計	
2004/3/7	04年3月例会(WSF 報告会)	例会	ATTAC 京都	14,126	0	14,126	本体会計	
2004/4/20	「フリーター417万人の衝撃」上映会+学習会	ゼミ	労働部会				独立採算	発生せず
2004/5/15	吉田太郎氏講演会	シンポジウム	ATTAC 京都	56,231	75,490	-19,259	本体会計	
2004/5/24,31	「ひとらしく生きよう」労働問題市民講座	ゼミ	労働部会				独立採算	発生せず
2004/6/13	憲法に関する「茶話会&ゼミ」	ゼミ	反戦平和部会				独立採算	発生せず
2004/7/20	教育基本法「改正」について考える	ゼミ	反戦平和部会				独立採算	発生せず

* 会計年度をまたいでいる企画もあるため、年度収支と一致しない部分があります。

* 独立採算の企画については、最終的な収支のみ ATTAC 京都会計に編入しています。

会計資料2：会費収入状況

2003 年度分合計	48,000	内訳	年度内の納付 13 名(うち減免 2 名)	36,000
			前年度中の納付 4 名	12,000

* 年度収支では年度内に納付した 13 名の分のみ計算しています。

会計資料3：03年度賛同金拠出先一覧

イラク国際民衆戦犯法廷実行委員会	5,000
人らしく生きるために6.10 集会実行委員会	3,000
5.3 京都憲法集会実行委員会	2,000
京都社会フォーラム実行委員会	36,000

ATTAC 京都グループ規約改定の提案

事務局長 山沖直樹

以下に、総会で提起する予定の、ATTAC 京都規約改定案を提示させていただきます。 会員の皆様のご意見をお待ちしております。

【ATTAC 京都グループ規約改定について】

* 改定の趣旨

ご存知のとおり、現行の ATTAC 京都の規約は前回総会にて承認を得たものでありますが、その内容は非常に大雑把なものとなっております。特に総会や日常活動における決定過程や、各部署の責任の所在が不明確であるなど、当初よりその問題点が指摘されていまして、また、この一年の活動の中で確立された慣行・システムもあり、その中でも特に重要なものについては、規約上の根拠を与える必要もでてきました。

したがって以下に提起する改定案では、前年度の活動の積み重ねの中で成立した様々な慣行を、規約に盛り込み制度化することに主眼が置かれています。

おおよその対応関係は、次のとおりです。

現行規約	改定案
第 1 条、2 条	第一章 総則
第 3 条、4 条	第二章 会員
第 8 条、9 条	第三章 総会
第 5 条、6 条	第四章 代表および運営委員会
	第五章 事務局
第 7 条	第六章 財政

ATTAC 京都規約 改定案

第一章 総則

第 1 条 (名称)

本会は「ATTAC 京都」と称する。

第 2 条 (目的と活動)

本会は、新自由主義的グローバリゼーションに対し異議申立てをしている全世界の人々と連帯し、福祉、人権、社会保障、文化、環境、自治などの価値の実現のために活動する人々が協力しあう民主主義的空間をつくりだし、「もうひとつの世界の可能性」を現実化させるためことを目的とし、そのために活動する。

第 3 条 (会の構成)

本会は、総会、運営委員会、事務局および会員が自主的に設立する各部会をもって構成する。

第二章 会員

第4条（会員の要件）

本会の会員たる要件は、本会の目的に賛同し、本規約に定めたる会費を納めた個人または団体とする。団体の会員要件に関する詳細は、運営委員会においてこれを定める。

第5条（会員となる時期）

上の要件を満たす個人および団体は、本会事務局によって会員登録が受理された時点を持って本会会員となる。

会費の納入時期、方法については事務局がこれを指示する。

第6条（会費）

年会費は、1口3千円とする。

前項の規定に関わらず、運営委員会は、減免措置その他の特例について決定することが出来る。

第7条（他 ATTAC の会員）

他地域の ATTAC 会員について、事務局は、裁量によって本会会員とみなすことができる。

第三章 総会

第8条（総会の地位）

総会は、本会の最高意思決定機関である。

第9条（総会の組織）

総会は、すべての会員によってこれを組織する。

会議の手続きおよび規律は、総会に於いてこれを定める。

議長その他の運営団は、総会においてこれを選任する。

第10条（定期総会）

定期総会は、毎年1回以上これを招集する。

定期総会において、会計報告書に基づく会計報告が行われなくてはならない。

第11条（臨時総会）

運営委員会は、必要と認めるときに臨時総会を招集することができる。

会員の10分の1以上の要求があれば、運営委員会は、その召集を決定しなければならない。

第12条（定足数）

総会は、総会員数の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

委任状を提出した会員はこれを出席とみなす。但し、委任状を提出した会員を除いた出席者数が総会員数の10分の1に満たない場合、総会は議事を開き議決することができない。

出席者数は団体会員と個人会員の別なく、これを数える。団体は当該団体を代表するとみなせる者をもって出席とみなす。

第13条（表決）

総会の議事は、本規約に定めがあるものを除いて、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

各々の議決権は、会費にかかわらず同等とする。団体会員の議決権は個人会員のそれと同等とする。

第14条（会議の公開）

総会の会議は公開とする。

事務局は、その会議の記録を保存し、これを公表しなければならない。

会員からの要求があれば、各会員の意見はこれを会議録に記載しなければならない。

第15条（続会）

出席者の過半数以上の承認を持って、議長は総会の延長を宣言することができる。

運営委員会は、その場で続会の日時を設定し、残された議事の確認を行う。続会の日時は、総会の日から30日以内でなければならない。

続会の定足数および議決に関する定めは、総会の規定に随う。

続会では、前回総会で確認した議事以外の議事を行うことはできない。

第16条（規約の変更）

本会規約は、総会においてのみ変更される。

本会規約の変更には、出席者の三分の二以上の承認を要す。但し、名称及び目的の変更については、四分の三以上の承認を要することとする。

第17条（総会決定事項）

以下の事項は、総会の議決をもって決する。

- ・ 役員の任免
- ・ 前年度の決算および前年度の総括
- ・ 今年度の予算および今年度の方針
- ・ その他、運営委員会または会員から提出された事項

第四章 代表および運営委員会

第18条（代表）

代表は、総会においてこれを選出する。任期は次回の定期総会までとし、再選はこれを妨げない。

代表は、運営委員会の助言に基づいて、本会のすべての活動・業務を総覧する。

代表は、会員に対して、本会のすべての活動・業務について責任を負う。ただし、その責任に対しては運営委員会も、連帯して負うものとする。

第19条（運営委員会）

本会の通常の活動・業務は、運営委員会においてこれを決定する。

第 20 条（運営委員会の組織）

運営委員会は、代表、事務局員、および本会会員有志からなる運営委員によって構成される。
運営委員の人数は、特に制限しない。

第 21 条（定期会、臨時会）

運営委員会は、毎月一回これを開催する。
代表または事務局長は、必要と認めるときには臨時に運営委員会を召集することができる。

第 22 条（運営委員会の議事）

運営委員会の議事は、事務局長がこれを運営する。
事務局長は、期日の 1 週間前までに各運営委員に議案その他必要事項を通知する。その際、運営委員より議案が提起された場合は、必ず運営委員会に付さなければならない。
定足数は特に定めない。但し、出席委員が 3 人以下であるときは、事務局長は再度運営委員会を招集しなければならない。

第 23 条（運営委員会の運営）

議事録は、事務局が即座に作成し、すべての会員に送付する。
運営委員会への出席にかかわらず、会員はその決定に対して異議を申し立てることができる。ただし、事前に通知されていた議案についてはその限りではない。
決定に対する異議については、運営委員会の議案に付すことを決定する。

第五章 事務局

第 24 条（事務局の組織）

事務局は、事務局長 1 名、事務局次長若干名、および事務局員数名で構成される。
事務局長および事務局次長は、総会においてこれを選出する。
事務局長は、会員有志より事務局員を任命する。

第 25 条（責任）

事務局長は、細則に定められた事務局業務のすべてにおいて、会員に対して単独で責任を負う。
運営委員会は、事務局の業務を監視し、その責任を追及する。

第 26 条（規則制定権）

事務局は、規約の執行にかかる規則を定めることができる。

第 27 条（事務局の職権）

事務局は、一般業務のほか以下の事務を行う。詳細は、事務局細則にこれを定める。

- ・運営委員会および例会の運営
- ・会員サービスの運営
- ・各種資料の保管・管理
- ・対外交渉

- ・各部会に対するサポート・相互調整

第六章 会計

第 28 条(会計)

会計は、総会においてこれを選任する。

第 29 条(会計年度)

会計年度は、7月1日から翌年の6月30日までとする。

第 30 条(会計の職権)

会計は、以下の事務を行なう。

- ・ 出納管理
- ・ 会計報告書の作成
- ・ 定期総会における会計報告

第七章 財政

第 31 条 (財政処理)

本会の財政を処理する権限は、事務局がこれを行行使する。

事務局は、その処理した財政について会員の求めに応じて報告しなければならない。

第 32 条 (会計監査)

会計報告書は、会計監査の監査に服するものとする。

会計監査は、総会においてこれを選出する。

第八章 例会

第 33 条(例会)

例会は、毎月一回これを開催する。

期日は、運営委員会でこれを決定する。

第 34 条(例会の運営)

例会の運営は、運営委員会によって定められた細則に従う。

附則

将来における全国ネットワークの確立を想定し、この規約に規定されていない事項については ATTAC Japan (首都圏) 規約が準用される。

2004 年度会計に関しては、総会の日から次年度の 6 月 30 日までとする。

【資料：現行規約（03/07/19 採択）】

ATTAC 京都グループ規約

第1条（名称）

本会は「ATTAC 京都」と称する。

第2条（目的）

本会は、新自由主義的グローバリゼーションに対し異議申立てをしている全世界の人々と連帯し、福祉、人権、社会保障、文化、環境、自治などの価値の実現のために活動する人々が協力しあう民主主義的空間をつくりだし、「もうひとつの世界の可能性」を現実化させるためことを目的とし、そのための活動を計画し、実施する。

第3条（構成）

本会は、本会の趣旨に賛同し、年会費を支払い、その活動に参加する個人、団体会員をもって構成する。

第4条（会費）

年会費は1口3千円とし、減免措置などの特例やこれ以外の事例については事務局において承認するものとする。

第5条（事業計画及び予算）

本会の事業計画及びこれに伴う予算は、事務局において作成し、適宜総会の承認を得るものとする。

第6条（代表、事務局長、会計及び事務局）

第1項 代表、事務局長、会計は総会において選出される。任期は次回の総会までとし、再選はこれを妨げない。

第2項 事務局は会員有志をもって構成する。また、事務局は月に1回および必要に応じて事務局会議を開催するものとする。

第7条（会計報告）

会計は、年に一回会計報告すると共に会員からの求めに応じて随時収支・残高を提示するものとする。また、会計報告に際しては会員より会計監査を選出し、会計報告の監査にあたるものとする。

第8条（総会）

総会は本会の最高意思決定機関であり、毎事業年度1回以上、事務局の要請または会員の4分の1以上の請求によって開催され、議長は互選とする。総会の議決は、出席者の過半数によって決する。

第9条（規約等の変更）

この規約は、総会において、その二分の一以上の承認をもって変更できる。また、名称・目的については総会において四分の三以上の承認をもって変更できる。

附則

将来における全国ネットワークの確立を想定し、この規約に規定されていない事項については ATTAC Japan（首都圏）規約が準用される。

すでに ATTAC Japan に会員登録されている者は、希望があれば自動的に ATTAC 京都の会員となり、当該年度分の会費はすでに支払われたものとみなされる。次年度以降については協議に付託される。

役員改選について

04年度役員改選にあたり、特に立候補がない場合、03年度運営委員会より以下の者を推薦します。

代表 : 平川秀幸

事務局長 : 末岡友行

事務局次長 : 山下亮輔

事務局次長 : 山沖直樹

会計 : 小森政孝

会計監査 : 山本崇記